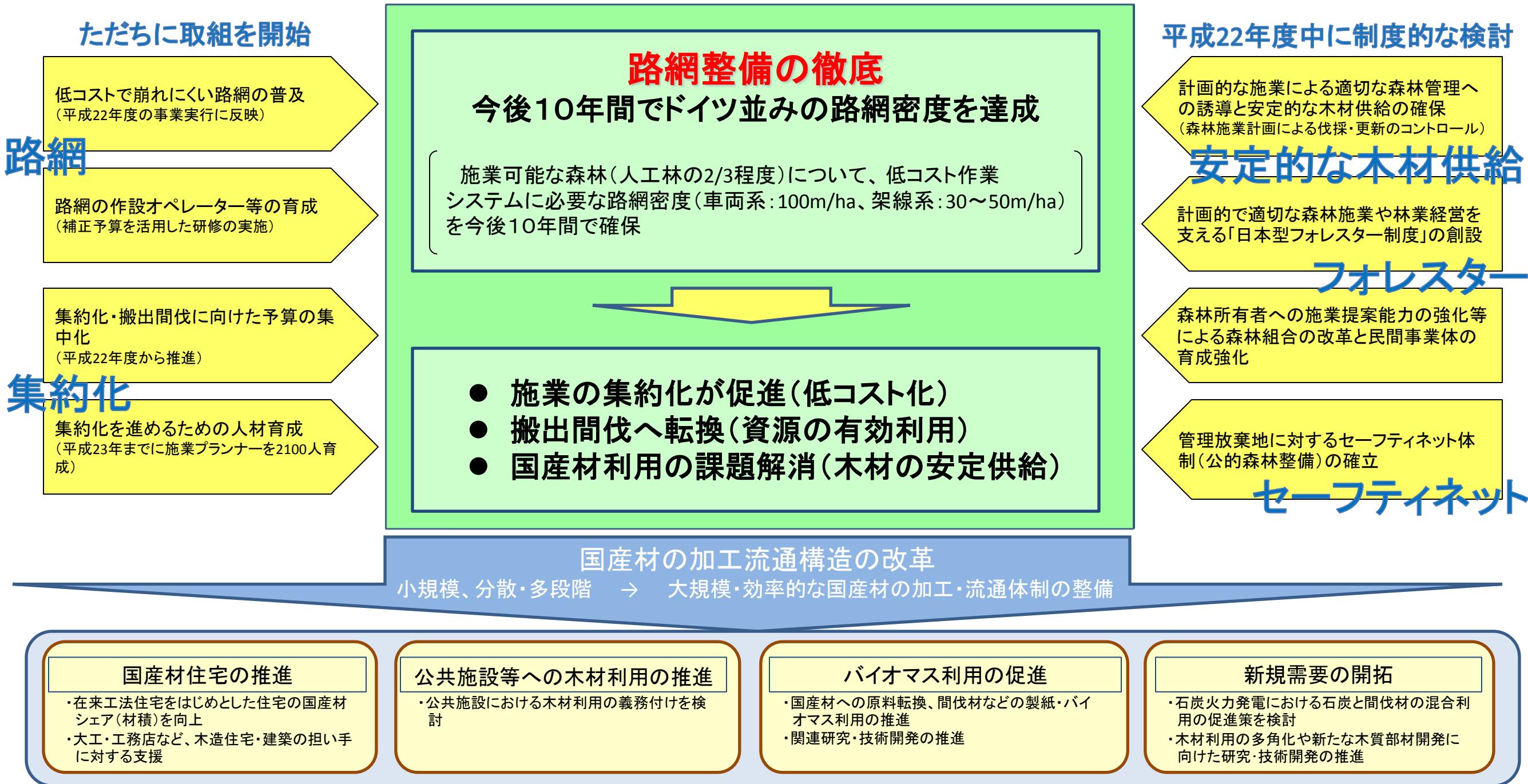


- 強い林業の再生に向け、**路網整備**や**人材育成**など集中的に整備し、今後、10年以内に外材に打ち勝つ国内林業の基盤を確立
- 山元へ利益を還元するシステムを構築し、**やる気のある森林所有者・林業事業体を育成**するとともに、林業・木材産業を地域産業として再生
- 木材の安定供給体制を構築し、**外材からの需要を取り返して**、強い木材産業を確立
- **低炭素社会づくり**に向け、我が国の社会構造を「**コンクリート社会から木の社会**」に転換

《木材の安定供給体制を構築し、儲かる林業を実現》



森林・林業の再生に向けた改革の姿（イメージ）

現 状

施業放棄森林の増加

形骸化している森林計画制度

計画がなくとも補助事業が受けられ、バラバラな森林施業を実施

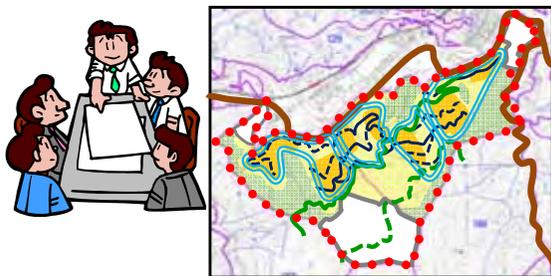
丈夫で簡易な路網整備への対応の遅れ

計画的な人材育成策の欠如

森林計画制度の見直し

森林計画制度の見直しによる適正な施業の確保

森林管理・環境保全直接支払制度の導入による集約化推進



フォレスターによる指導

地域における合意形成

市町村が主体的に森林を区分

森林施業の集約化により規模が拡大

林業事業者による計画的かつ効率的な間伐の実施

林業専用道

森林作業道

林道

木材の安定的な供給

国有林の貢献

国有林は、安定供給体制づくり、研修フィールドや技術を活用した人材育成を推進

林業専用道
森林施業に直結し10t積みトラックの走行を想定した必要最小限の構造



森林作業道
森林施業用に限定フォワーダ等の林業機械の走行を想定



現状

流通構造が小規模・分散・多段階

需要者のニーズに対応できていない供給体制

公共建築物の木造率が低位

毎年2,000万m³の林地残材が発生

消費者理解の醸成、人材の育成が必要

木材資源の活用
公共建築物における木材利用の促進
木質バイオマス利用の拡大
国産材の安定供給体制の構築

中間土場の活用
製材・合板用材からチップ用材までの
トータル搬出

燃料等としての
利用促進

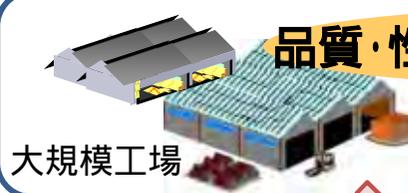
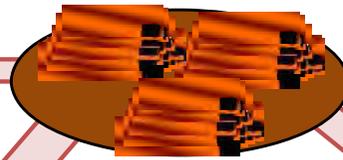


チップ工場等

燃料や製紙用チップ



木くず焚きボイラー
ペレットストーブ
石炭混焼 等



大規模工場

多角的な
利用促進



国産材型枠用合板
木製ガードレール 等

品質・性能の確かな製品の安定供給

乾燥等の推進・技術開発
JAS規格の見直し

プレカット工場



工務店、ハウスメーカー



公共建築物・住宅等

地域中小工場



技術開発・人材育成

公共建築物木材利用
促進法の実効性確保

川上・川下のマッチング 安定的取引
「見える化」の推進

10年後の姿

木材自給率50%以上 中山間地域での雇用拡大・経済活性化、森林の多面的機能の発揮

長野県森林づくり指針の概要

長野県林務部

森林づくり指針

- ◆ 森林づくり指針は、長野県ふるさとの森林づくり条例第9条の規定により、県の森林づくりに関する基本的な展開方向を定めるものです。
- ◆ 国の「森林・林業再生プラン」の策定(H21.12月)や野生鳥獣被害の深刻化等、森林・林業を取り巻く昨今の情勢変化に的確に対応するため、平成22年11月に改定しました。
- ◆ 特に、これまで育ててきた多くの森林が木材として使える時代を迎えることから、木材利用と関連産業の強化が、指針の大きな特徴です。
- ◆ 概ね100年先の本県の森林のあるべき姿と、それを実現するための方向性を示しており、それらを見据えて今後10年間に於ける県の施策の基本的な展開方向を定めています。

計画期間：平成23年度～平成32年度（10年間）

指針の基本的な考え方 ～基本目標と基本方針～

基本目標： 森林を活かし 森林に生かされる 私たちの豊かな暮らし

基本方針： みんなで支える ふるさとの森林づくり

- ①みんなの暮らしを守る森林づくり
- ②木を活かした力強い産業づくり
- ③森林を支える豊かな地域づくり

指針のめざす姿

基本目標を実現するため、基本方針に沿って「森林」、「林業・木材産業」及び森林を支える「地域」、それぞれ3つの将来の姿を示します。

めざす森林の姿



100年先

適地適木を基本とした**多様な林齢・樹種からなる森林が形成**されており、資源の循環利用が期待される森林からは**持続的に豊かな資源が供給**されています。

防災や水源かん養など**公益的な機能**が期待される森林は、その機能が**高度に発揮**され、県民の暮らしを守っています。

めざす林業・木材産業の姿



10年先

森林の資源を持続的に、また、効率的かつ安定的に**利用していく体制**が整っています。

林業や木材産業は、その生産活動により、健全な森林づくりに貢献しつつ**循環型資源である木材を多くの人に提供**するとともに、**山村地域を支える産業として発展**しています。

めざす地域の姿

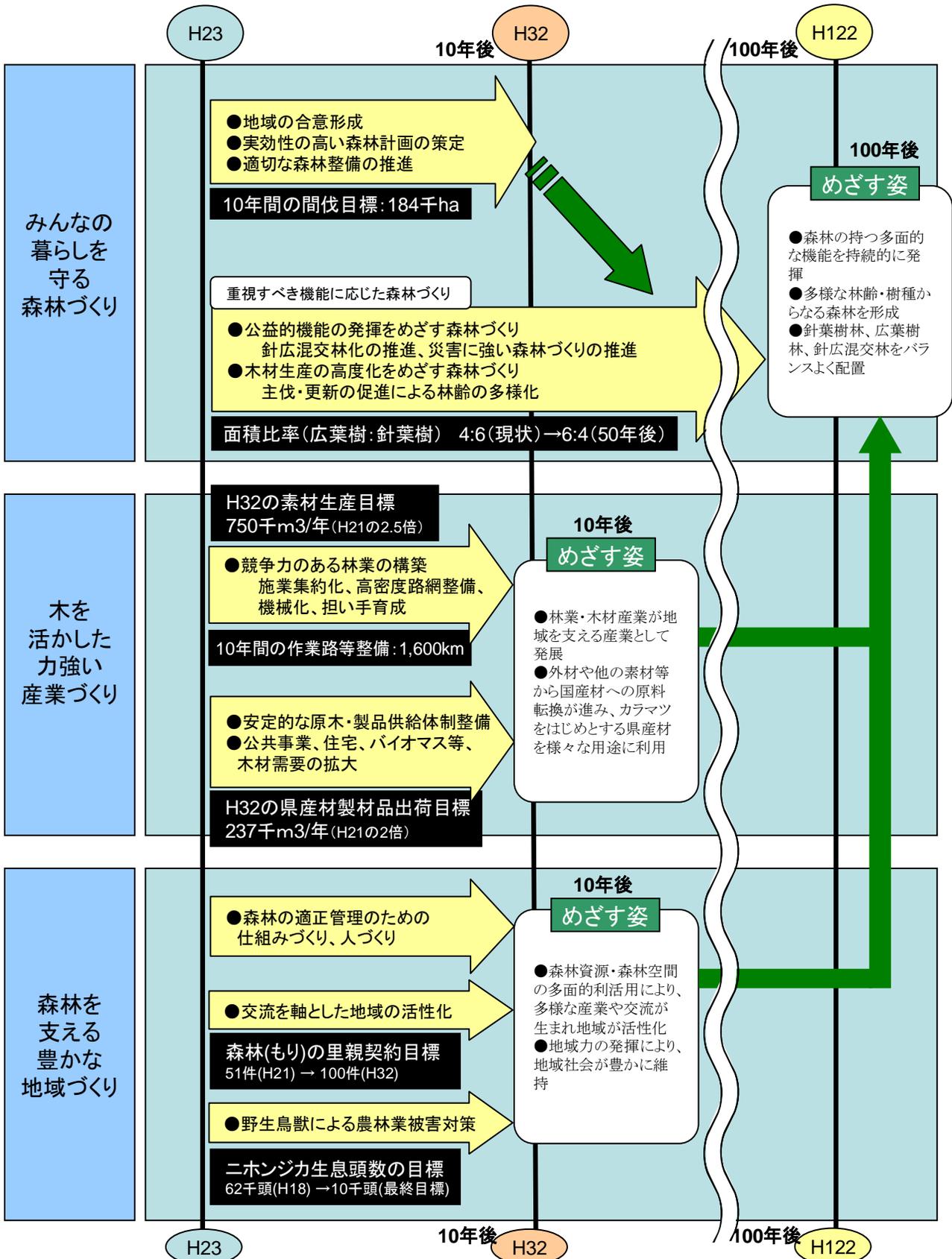


10年先

地域の人をはじめとする**多くの人々が様々な形で森林に関わり**利用することで、森林が適正に管理されるとともに、**森林に関わる多様な産業や交流が生まれ**、地域に活力が満ちています。

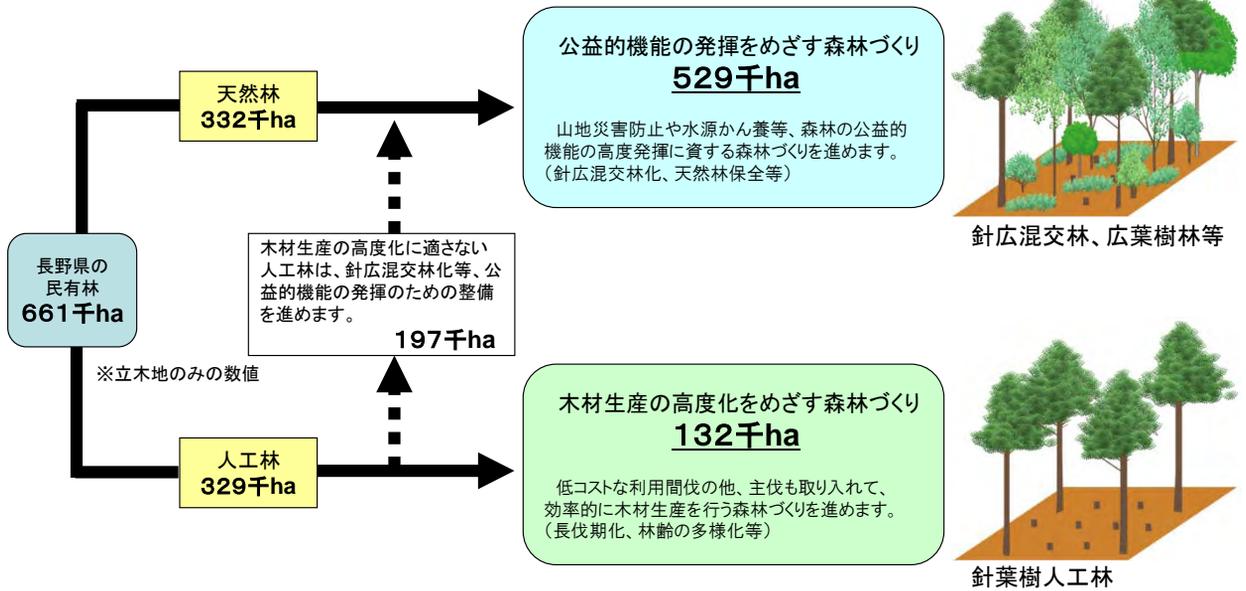
健全な森林が形成され、森林に関わる産業が活発化することで、**地域社会が豊かに維持**されています。

指針のめざす姿と今後の取り組むべき方向(重点的な課題)



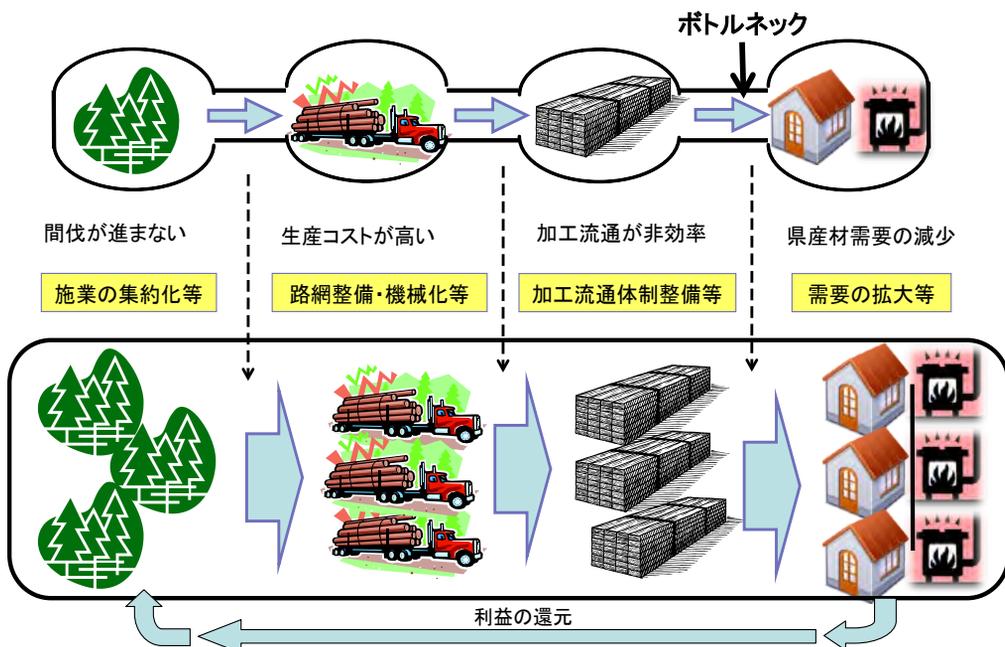
これからの森林づくりの方向性

今後の森林づくりを進めるにあたっては、複数ある森林の機能のうち、最も重視される機能に応じて、「公益的機能の発揮をめざす森林づくり」と「木材生産の高度化をめざす森林づくり」の2つに区分して、それぞれの目的に応じた最も効率的かつ効果的な森林づくりを進めます。



力強い林業・木材産業の実現に向けて

今後10年間、木材の生産から利用までの過程において、そのボトルネックを解消することにより、林業・木材産業の活動を活発化させます。

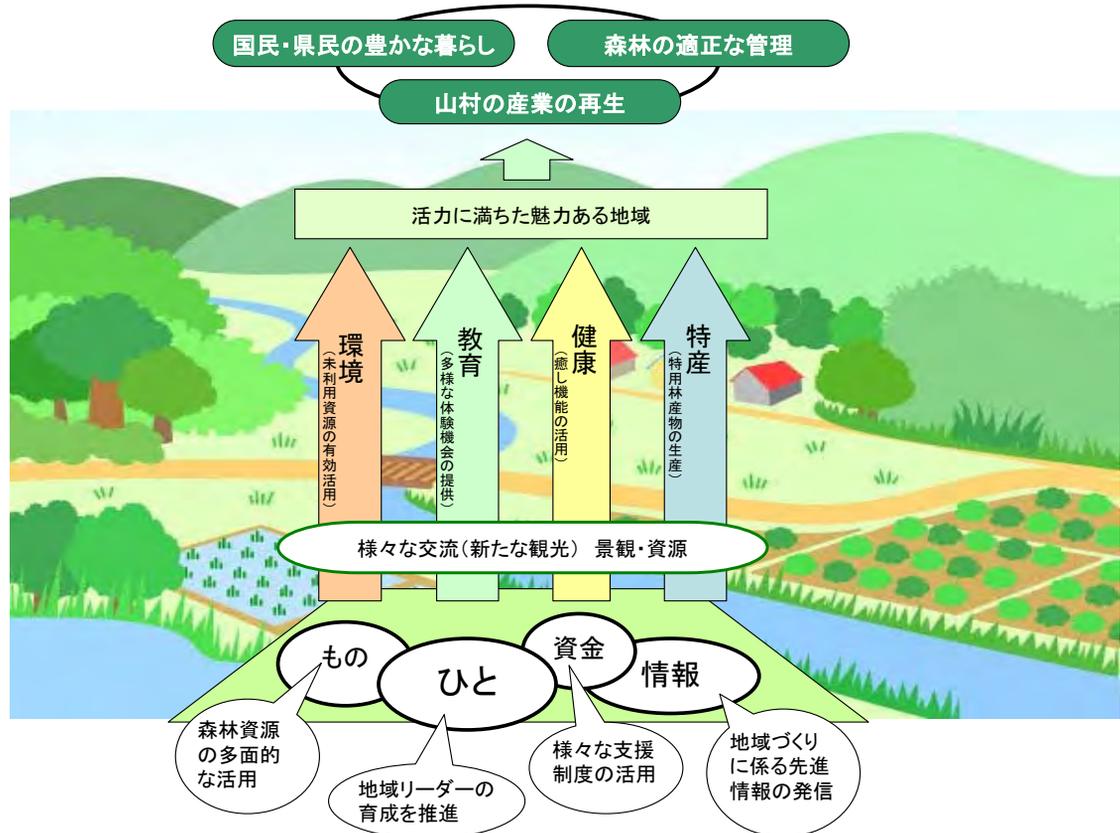


森林を支える豊かな地域づくりに向けて

今後10年間、森林の管理・経営等を持続的に進めていくための地域の仕組みづくり・人づくりを進めるとともに、様々な森林資源や地域資源を有効に活用して地域外の多くの人々との交流を生み出すことで、地域の活性化を図ります。

また、地域の主要な産業である農林業を守るため、野生鳥獣の農林業被害対策などの取組を進めます。

様々な森林資源を活かした地域づくり



「森林整備加速化・林業再生基金」と「森林づくり県民税」との違い

区 分		森林整備加速化・林業再生基金	森林づくり県民税	
財 源		国 庫	県単独	
目 的		・震災復興対策として、林業・木材産業の活性化による国内木材需給の回復	・里山など身近な森林の公益的機能の発揮に向けた森林づくり	
対象範囲		林業・木材産業	森林づくり	
成 果		・木材の安定供給 ・林業・木材産業の活性化 ・木材需給の回復	・里山の機能回復 ・県民参加 ・県民の安全・安心の確保	
対象事業	森林の取りまとめ	○ (地域協議会・森林の境界の明確化等)	△ (里山など身近な森林に限定)	
	路網整備	○	× (森林所有者の利益に直結するため対象外)	
	間伐	切捨	△ (搬出間伐と一体的に実施する場合に限定)	○
		搬出	○ (20m ³ /haの条件付き)	× (森林所有者の利益に直結するため対象外)
	林業機械の導入	○	× (事業主体の利益に直結するため対象外)	
	木材加工流通施設等の整備	○	× (事業主体の利益に直結するため対象外)	
	森林被害対策	病虫害	× (震災復興に直接関係しないため対象外)	△ (市町村独自の取組として可能)
		野生鳥獣	× (震災復興に直接関係しないため対象外)	△ (市町村独自の取組として可能)
	その他	・流域単位の大ロット流通を形成 ・経済の活性化、産業育成に貢献	・地域固有の課題に即応可能 ・地域づくりに貢献	

森林整備（国の事業）一覧

1 補助制度（市町村、森林所有者、林業事業者等が実施する森林整備に対する国の支援）

「ポイント 1」

森林経営計画を樹立し、計画的に施業を実施する者を支援

※ 森林経営計画は、林業事業者等が一体として整備する森林の区域（概ね30ha以上）を、森林所有者から 経営の委託を受けて、5ヵ年間に実施する施業を計画したもの。（計画面積は、樹立する地域により異なります。）

「ポイント 2」

間伐は5ha以上の実施個所をまとめて実施し、平均10m³/ha以上を搬出

（森林整備加速化・林業再生事業は、0.1ha以上実施し、平均20m³/ha以上を搬出）

2 治山事業の森林整備工事（県事業の保安林整備に対する国の支援）

林況が著しく悪化した保安林について、植栽、本数調整伐（保育間伐）などを県が実施する工事

※ 保安林は、森林の中で水源かん養や土砂流出防止など特に重要な役割を果たしている森林を指定したもので、伐採の制限や適切な施業を行い、働きが維持できるように行政上の必要な管理を行っています。

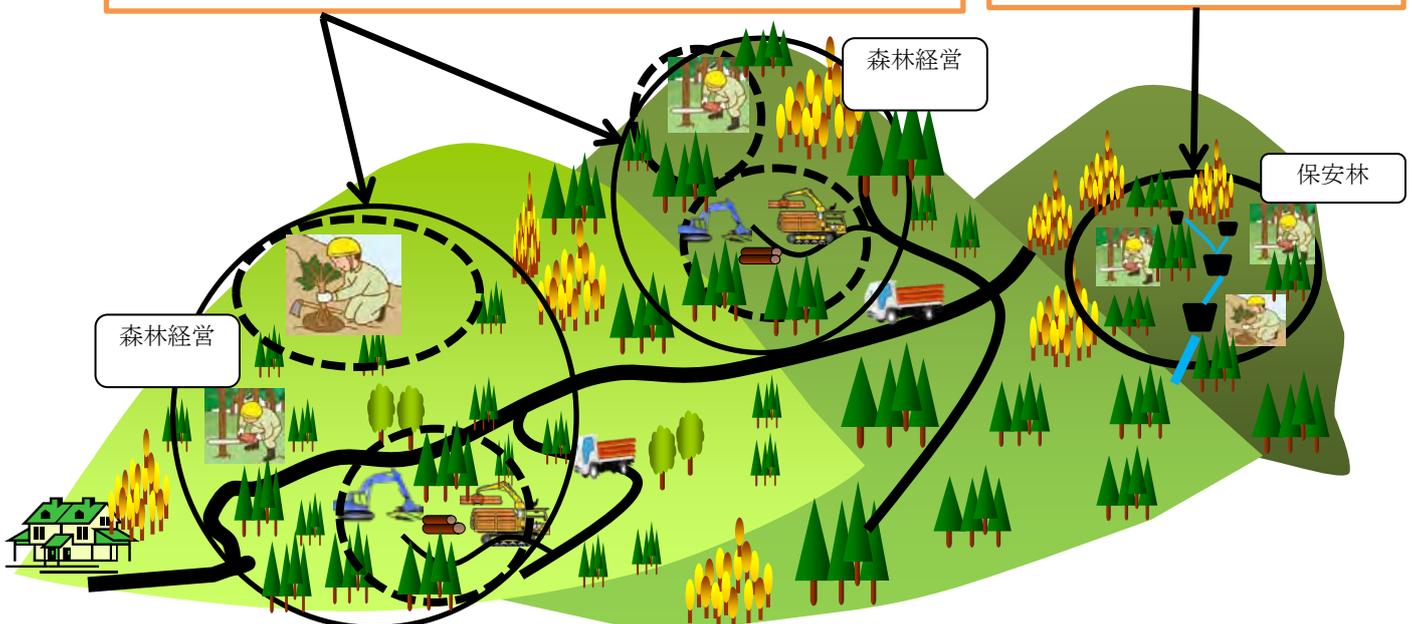
○ 実施概要図

○ 補助制度

- 1 森林経営計画の樹立
 - ・ 植林や間伐など所有者から経営委託を受けて施業を行う
- 2 間伐の実施
 - ・ 実施面積5ha以上、搬出材積10m³/ha以上。

○ 治山事業の森林整備

保安林に限定し、県が直営で間伐や植林などを実施



林業労働力対策について

～林業労働力の確保・育成・定着に向けて～

長野県林務部 信州の木振興課

【課題】

【対策】

【方向性】

〇〇〇〇
新規就業者の確保
〇〇〇〇
労働生産性の向上
〇〇〇〇
技術習得の整備

〇 安定した生活基盤
〇 事業量の安定的確保

区 分	内 容	
新規参入 (確保)	林業労働力確保支援センター事業	求人求職情報の収集、新規参入者の相談など
	林業技術者養成講習（伐木造材課程）	労働安全衛生法に基づく特別教育 40人、3日間
	「緑の雇用」現場技能者育成対策事業（支援センター事業）	新規雇用者に係る研修経費等の補助（1～3年） フォレストワーカー（林業作業士）
技術向上 (育成)	「緑の雇用」現場技能者育成対策事業（支援センター事業）	現場作業技能者のキャリア形成研修等の補助 フォレストリーダー（現場管理責任者）5年 フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）10年
	林業技術者養成講習（林業架線課程）	林業架線作業の業務にかかる講習 20人、14日間
	高性能林業機械オペレーター養成事業	高性能林業機械の操作・メンテナンス技術の研修 20人、14日間
	高度間伐技術者集団育成事業（森林税）	各事業体の課題に合わせたスキルアップ研修への支援
条件整備 (定着)	森林作業道整備技術者育成事業（地域人材育成事業・雇用基金）	森林作業道作設を行う技術者の育成 8事業体 8人
	林業就労条件整備促進事業	退職金掛金、人間ドック（H23廃止）、振動病特殊健診、蜂アレルギー対策、林業技術免許取得経費（H24新設）への補助
	林業労働災害防止対策事業	安全衛生指導員による現場巡回指導、労働安全セミナーの開催、伐木作業の安全訓練、振動障害予防の定着に対する補助
	就業促進資金の貸付	就業研修資金・就業準備資金の貸付

〇 林業労働力の安定的確保
〇 林業労働災害の撲滅
〇 事業体の育成強化（経営基盤の強化）

事業体育成	地域で進める里山集約化事業（森林税）	区、集落が一体となって、森林所有者からの施業同意を得る取組みに支援
	森林整備地域活動支援交付金	森林施業提案書の作成に伴う施業の集約化に支援
	集約化施業推進補助員育成事業（地域人材育成事業・雇用基金）	集約化施業を担う事業体職員の補助者の育成 10事業体 17人
	林業・木材産業改善資金	林業者・木材産業の経営改善のため、機械、施設の導入へ貸付

公共事業（森林整備）、造林事業（施業委託）、国有林事業の安定的な継続

人材育成（研修事業）一覧表

事業名 研修名	区分	実施機関	受講対象者	研修内容等	取得資格等
高性能林業機械導入推進事業					
高性能林業機械オペレーター養成研修	補助 10/10	(財)長野県林業労働財団(労確センター)	認定事業体の林業就業者	高性能林業機械による素材生産現場で即戦力となるオペレーターの育成	労確センターのレンタル機械の利用が可能
林業体験研修実施事業					
林業体験研修	直接	県(林業総合センター)	県内高等学校の生徒及び教諭	体験学習の森での林業体験、林業大学校等の現地視察を行い、青少年の林業への新規参入を促す	
林業士等養成事業					
森林・林業セミナー	直接	県(林業総合センター)	林業後継者(森林所有者、林業を営む者、林業従事者)	森林整備に係る技術など森林・林業の基礎的な知識・技術等の研修	チェーンソー作業従業者特別教育
林業士養成セミナー	直接	県(林業総合センター)	森林・林業セミナー修了者	森林資源を活用した地域活性化を先導するために必要な専門的な知識・技術等の研修	林業士(県林業士認定審査委員会の認定)
高度間伐技術者集団育成事業					
施業プランナーの育成	補助 1/2	森林組合・林業者の組織する団体等	実施機関の技術者	森林の団地的な管理・経営の企画、森林所有者への経営計画の提案ができる人材の育成	
実践的林業機会総合オペレーターの育成				高性能林業機械を組み合わせ、低コスト・高効率の間伐を実施できる人材の育成	
効率的間伐実践・施業集約化に関する普及啓発				上記に関して、地域での普及・定着を図るための現地検討会等の実施	
山の幸生産振興対策事業(技術向上対策事業)					
しいたけ生産技術等研修	補助 1/2	長野県特用林産振興会	しいたけ、山菜、まつたけ生産者及びまつたけ指導者	しいたけ生産者の高品質安定生産に向けた知識・技術等の研修	
山菜栽培技術等研修				山菜生産者の高品質安定生産に向けた知識・技術等の研修	
まつたけ生産者研修				まつたけ生産者の高品質安定生産に向けた知識・技術等の研修	
まつたけ指導者研修				まつたけ生産者への指導者の資質向上と、指導者育成のための研修	まつたけ管理士(県特用林産振興会の認定)
新しい林業経営者育成事業					
林業入門講座	直接	県(委託)	森林所有者等	林業経営及び安全対策の知識と技術の習得のための研修	
里山整備人材育成事業					
里山整備入門講座	直接	県(委託)	森林所有者、地域住民等	森林の管理意識の向上と、里山整備に最低限必要な知識と安全技術の習得のための研修	
信州の木で家づくり総合推進事業					
信州木の家マイスター講座	補助 10/10	県森林整備加速化・林業再生協議会	工務店・建築士等	信州の木の良さや実際に伐採・加工体験を実施し、積極的に県産材の利用を推進する人材を育成	

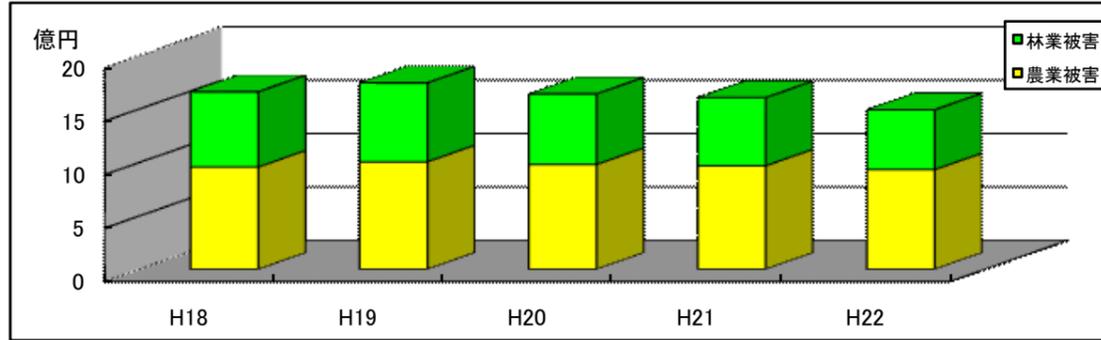
木材利用（施策概要）一覧表

区 分	事 業 内 容		国の対象となる規定
県産材供給体制の強化			
	県産材供給体制整備事業	・県産材の生産、加工、流通体制整備に対する支援	事業費500万円以上
	間伐材安定供給加速化支援事業	・協定に基づく間伐材の運搬に係る経費の支援	運搬距離50km以上
	木材需給対策事業	・木材産業、木材価格の情報収集及び分析	—
	木材産業等高度化推進資金事業	・市中金融機関との協調による制度融資（運転資金）	—
	廃止	地域木材産業連携強化事業	
	廃止	間伐材利用の環モデル事業	
県産材の需要拡大			
	信州の木と住まい総合対策事業	・住宅部材の説明会等に要する経費に助成	—
	信州の木ブランド強化促進事業	・品質確保の体制強化 ・消費者にわかりやすい情報提供	—
	木の香る環境づくり総合推進事業	・県産材を使用した木造公共施設等への補助金交付	事業費500万円以上
	木育推進事業	・県産材を使った環境学習活動等への支援	—
	廃止	県産材利用開発事業	
	廃止	県産材利用実態調査事業（雇用基金）	
木質バイオマスの利用拡大			
	森のエネルギー総合推進事業	・ペレットストーブ、ボイラー導入支援（公共・個人等） ・木質バイオマス加工施設整備支援（民間事業者等）	施設は事業費500万円以上 個人向けペレットストーブは上限10万円
	地球温暖化防止木材利用普及啓発事業	・二酸化炭素を吸収し炭素として固定している木材を利用することに対する環境貢献度を定量的に評価する仕組みづくり	—
	ウッドチップ利活用推進事業	・ウッドチップの利用拡大のための機械装置の維持管理、貸与	—
合 計			

平成22年度野生鳥獣による農林業被害状況について

【被害の状況】

- 野生鳥獣の農林業被害はここ数年、年間15～17億円で推移している。
- 平成22年度の被害額は14億9千万円、対前年比92.9%と被害は微減。
- 農業被害、林業被害とも減少したが、被害額は依然と大きい状況にある。

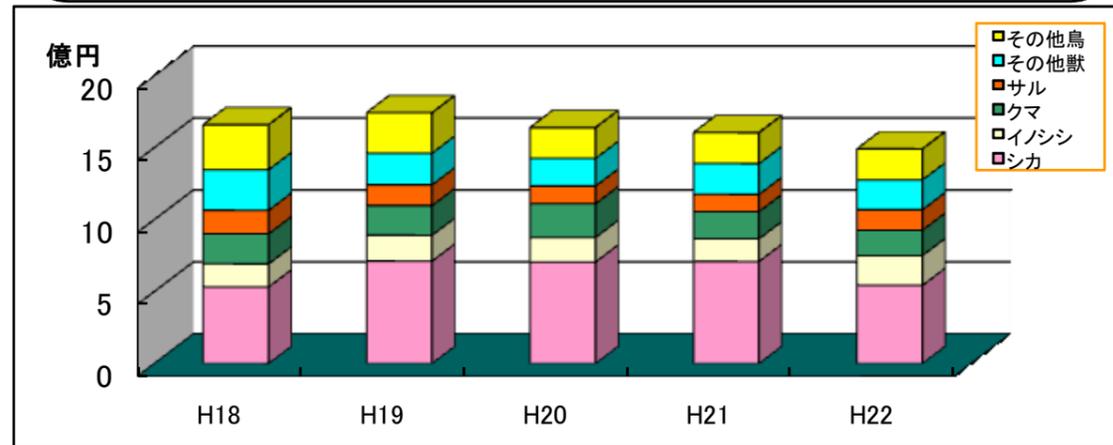


(単位:千円)

	H18	H19	H20	H21	H22	対前年比
農業被害	956,194	1,004,949	980,043	967,104	931,166	96.3%
林業被害	703,278	737,819	659,261	637,163	559,960	87.9%
計	1,659,472	1,742,768	1,639,304	1,604,267	1,491,126	92.9%

【加害鳥獣の状況】

- ニホンジカの被害は、平成22年度は減少したが、農林業被害全体の36%を占めている。
- イノシシの被害は、農業被害が主で、平成22年度は増加し、農林業被害全体の14%を占めている。
- ツキノワグマの被害は、林業被害が主で、平成22年度は減少し、農林業被害全体の12%を占めている。
- ニホンザルの被害は、平成22年度は増加し、農林業被害全体の10%を占めている。
- その他獣・鳥類の被害は、平成22年度は横ばいだが、ハクビシンの被害は増えている。

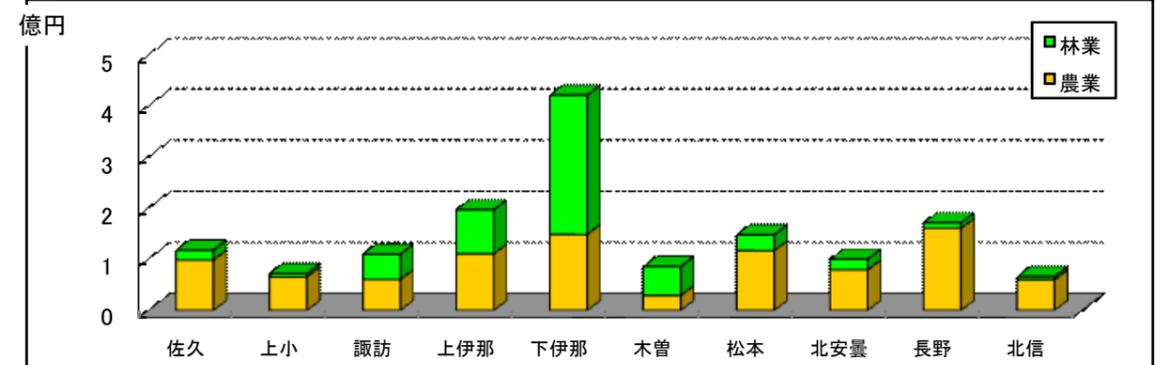


(単位:千円、()内数値は構成比)

	シカ	イノシシ	クマ	サル	その他獣類	その他鳥類	計
H21	709,573 (44%)	157,204 (10%)	189,127 (12%)	118,921 (8%)	214,840 (13%)	214,602 (13%)	1,604,267
H22	543,345 (36%)	206,690 (14%)	176,417 (12%)	142,199 (10%)	207,440 (14%)	215,035 (14%)	1,491,126
対前年比	76.6%	131.5%	93.3%	119.6%	96.6%	100.2%	92.9%

【平成22年度地域別の農林業被害の状況】

- 野生鳥獣の農林業被害の約28%は下伊那地域で発生し、次いで上伊那(約13%)、長野(約12%)、松本(約10%)の順に被害が大きい。
- 昨年度より農林業被害が減少した地域は、佐久、木曾、下伊那の順であり、増加が大きい地域は、長野、北安曇、松本の順である。

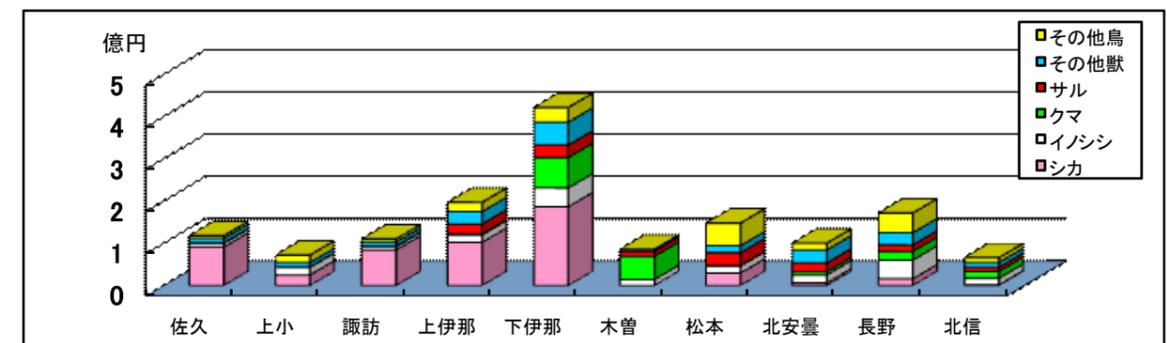


(単位:千円)

	佐久	上小	諏訪	上伊那	下伊那	木曾	松本	北安曇	長野	北信	計
農業被害	98,659	65,501	60,672	110,884	148,801	29,108	117,067	79,368	161,042	60,064	931,166
林業被害	19,416	6,494	49,510	86,335	272,889	56,818	30,873	20,885	10,650	6,090	559,960
計	118,075	71,995	110,182	197,219	421,690	85,926	147,940	100,253	171,692	66,154	1,491,126
構成比	7.9%	4.8%	7.4%	13.2%	28.3%	5.8%	9.9%	6.7%	11.5%	4.4%	
対前年比	42.5%	104.3%	107.0%	105.3%	93.5%	84.5%	110.4%	119.8%	129.1%	104.2%	92.9%

【平成22年度地域別の加害獣別の状況】

- ニホンジカは、下伊那、上伊那の被害が大きく、全体の約5割を占める。
- イノシシは、主に農作物被害であり、下伊那、長野で全体の4割を占め、上伊那を除き昨年度より増加している。
- ツキノワグマは、下伊那、木曾地域での造林木の皮剥ぎ被害が主であり、全体の約7割を占める。
- ニホンザルは、松本、下伊那で全体の4割を占め、上伊那、下伊那、長野で増加している。



(単位:千円)

	佐久	上小	諏訪	上伊那	下伊那	木曾	松本	北安曇	長野	北信	計
ニホンジカ	91,066	25,158	84,152	102,602	186,747	95	29,714	6,207	16,016	1,588	543,345
イノシシ	8,710	17,816	7,728	17,386	44,647	14,445	16,669	18,925	44,346	16,018	206,690
ツキノワグマ	1,307	740	74	2,669	71,702	54,683	1,365	7,336	20,413	16,128	176,417
ニホンザル	0	191	1,547	23,191	29,902	11,487	30,319	20,943	15,353	9,266	142,199

野生鳥獣被害対策の概要

野生鳥獣対策室

被害状況を踏まえて、防除、捕獲、生息環境の各対策を効果的に組み合わせて総合的に推進している。
特に、農林業・自然環境への被害が深刻なニホンジカについて、市町村との連携を強化し抜本的な被害対策が喫緊の課題。

【課題】

【平成24年度の主な取組】

捕獲対策

課題「効果的な捕獲対策」

ニホンジカ (H22) (H27)
生息数の目標 105千頭⇒35千頭

<特にニホンジカ対策>

- ・市町村と一体となった捕獲の促進
- ・生息高密度地域での集中的な捕獲
- ・広域や集落ぐるみの捕獲体制整備
- ・国有林、環境省との連携による亜高山帯での捕獲促進
- ・わなを活用した効果的な捕獲推進
- ・効率的な残渣処理の促進

課題「捕獲者の確保・育成」

(H22) (H27)
捕獲者の目標 3,506人⇒3,900人

- ・銃、わな猟者の確保、特にわな猟者の育成
- ・有害鳥獣捕獲従事者への支援

防除対策

課題「造林木の保護 及び 効果的な侵入防止柵の設置と維持管理」

- ・造林木被害の防除とその財源確保
- ・貴重な自然植生の保護
- ・侵入防止柵の設置と維持管理

課題「中型獣・鳥類の被害対策」

- ・防除、捕獲、捕獲後の処理方法の検討

生息環境対策

課題「出没しにくい環境づくり」

- ・効果的な緩衝帯の整備、維持管理

① 市町村との連携による捕獲の促進

- ・市町村をまたぐ捕獲を促進させるための広域捕獲体制の整備
- ・重点実施地区、県境での捕獲を促進
- ・個体数調整捕獲報奨金

② 新たな担い手による捕獲促進

- ・集落ぐるみで農業者等が捕獲に参加する体制づくり
- ・林業事業体が捕獲に参加する体制づくり

③ 国有林野・国立公園での捕獲対策の連携

- ④ わな等捕獲機材購入への支援
- ⑤ 残渣処理円滑化のための支援

⑥ わな捕獲者確保・育成を図る研修、指導費等への支援

- ⑦ 新規銃猟者へ実施する銃砲許可取得に係わる経費への支援
- ⑧ 有害鳥獣捕獲者に対し実施する必要経費への支援
- ⑨ 狩猟の社会的役割等の普及・啓発（若者へのPR等）
・狩猟免許試験の開催、猟銃等講習会の開催

⑩ 森林・林業・木材産業づくり交付金等を活用した造林木保護

- ⑪ 貴重な自然植生を守る侵入防止柵の設置
- ⑫ 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した侵入防止柵の整備

⑬ 中型獣（ハクビシン等）・鳥類の総合的な被害対策の推進

- ・防除方法の普及、捕獲許可基準見直しによる捕獲促進

⑭ 出没抑制に効果的な緩衝帯整備の促進

野生鳥獣に負けない集落づくり

長野県の自然・農林業を野生鳥獣から守る

野生動物との緊張感ある棲み分けの実現と農林業被害の軽減